

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ マ タ ネ
 (コード番号 9305 東証1部)
 本 社 所 在 地 東 京 都 江 東 区 越 中 島 一 丁 目 1 番 1 号
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 鈴 木 幹 夫
 問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 安 齊 正 美
 (TEL: 03-3820-1111)

第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 20 日(金)開催の当社取締役会において、第三者割当による第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|---|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社ヤマタネ第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、
新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社 債 の 発 行 価 額 | 額面 100 円につき金 100 円 (各社債の額面金額 50,000,000 円) |
| 3. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償とする。 |
| 4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 平成 16 年 9 月 6 日 (月) |
| 5. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | 第三者割当の方法により、全額を大和証券エスエムピーシー株式会社に割り当てる。 |
| (2) 発 行 価 額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| (3) 申 込 期 間 | 平成 16 年 9 月 6 日 (月) |
| (4) 申 込 取 扱 場 所 | 株式会社三井住友銀行 本店 |
| 6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。) する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第 (3) 号 記載の転換価額 (ただし、本項第 (8) 号又は第 (9) 号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額) で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 払 込 を な す べき 額 及 び 転 換 価 額 | 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当りの額 (以下「転換価額」という。) は、当初 153 円とする。 |
| (4) 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 を 無 償 と す る 理 由 及 び そ の 行 使 に 際 して 払 込 を な す べき 額 の 算 定 理 由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、又、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。又、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成 16 年 8 月 20 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5.52% 上回る額とした。 |

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本に組入れる額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額は、転換価額（ただし、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整される場合は修正後又は調整後の転換価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使請求期間
本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年9月7日から平成18年9月5日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- (7) 新株予約権の行使の条件
当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。
又、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の修正
本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。尚、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、係る算出の結果、修正後転換価額が76.5円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が229.5円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整
当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、次に定める算式により転換価額を調整する。尚、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から当社の有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- 又、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる権利（新株予約権を含む。）を付与された証券（新株予約権付社債を含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。
- (10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
当社が第7項第(5)号乃至により本社債を繰上償還する場合においては、本新株予約権の全部を同時に無償で消却する。
- (11) 新株予約権の行使後第1回目の配当
行使請求により交付された当社の普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (13) 行使請求受付場所 名義書換代理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(14) 行使請求取次場所 該当事項なし。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 金 2,000,000,000 円
(2) 各社債の金額 金 50,000,000 円の種類
(3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。
(4) 償還価額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号乃至に定める価額による。

(5) 償還の方法及び期限

本社債の元金は、平成 18 年 9 月 6 日にその総額を償還する。

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき次の金額で繰上償還する。

平成 16 年 9 月 7 日から平成 17 年 9 月 6 日までの期間については金 101 円

平成 17 年 9 月 7 日から平成 18 年 9 月 5 日までの期間については金 100 円

当社は、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円でいつでも繰上償還することができる。

上記の規定により本社債を繰上償還する場合、当社は、繰上償還をする日の 30 日前までに第 11 項記載の財務代理人(以下「財務代理人」という。)に書面にて事前通知を行うとともに、償還に必要な事項を本新株予約権付社債の社債要項に定めるところにより公告する。

当社は、上記の規定により本社債の繰上償還を行う場合で、財務代理人に対する通知を行った後は、これを取り消すことはできない。

本新株予約権付社債の社債権者は、いつでもその保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

上記の規定により本社債の繰上償還を請求しようとする社債権者は、償還すべき日の 3 週間前までに当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還の請求をしようとする社債を表示し、請求の年月日その他必要事項を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還の請求をしようとする本社債券を添えて、財務代理人に提出しなければならない。ただし、登録した本社債の繰上償還請求は第 10 項に定める登録機関を経由して行うことを要する。

本社債の繰上償還請求の効力は、繰上償還請求に要する書類が財務代理人の本店に到着したときに生じるものとする。繰上償還請求に要する書類を提出した社債権者は、その後これを取り消すことはできない。

償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本新株予約権付社債の買入及び当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該新株予約権付社債に係る本社債を買入消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(6) 社債券の形式 無記名式とする。

尚、本新株予約権付社債は、商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(7) 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(8) 財務上の特約 (担保提供制限)

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。尚、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 社債管理会社の不設置
本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
9. 取得格付
取得していない。
10. 登録機関
株式会社三井住友銀行
11. 財務代理人
株式会社三井住友銀行
12. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社三井住友銀行 東京営業部
13. 上場申請の有無
なし。
14. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

- (1) 今回調達資金の使途
手取概算額 1,980,000,000 円については、借入金の返済に充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項なし。
- (3) 業績に与える見通し
今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、従来から中・長期的な視点に立って、事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、安定配当の継続を重視しております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

16 年 3 月期の配当につきましては、経営基盤強化のために、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきました。今後につきましては、激変する経営環境に対応できるスリムかつ強靱な企業体質への改革と収益力の向上に注力して、少しでも早い復配を可能とすべく努力を重ねてまいります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 ()	4.37 円	54.11 円	57.65 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本当期純利益率	- %	- %	- %
株主資本配当率	- %	- %	- %

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成16年8月20日現在の発行済普通株式総数に対する潜在株式数の比率は15.54%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済普通株式総数で除した数値であります。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし。

過去3決算期間の株価の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	125 円	80 円	59 円	177 円
高 値	145 円	93 円	242 円	195 円
安 値	61 円	45 円	59 円	126 円
終 値	82 円	59 円	175 円	145 円
株価収益率	- 倍	- 倍	- 倍	-

(注) 1 株価は株式会社東京証券取引所第1部におけるものであります。

2 平成17年3月期の株価については、平成16年8月20日現在で表示しています。

4. 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		大和証券エスエムビーシー株式会社	
割 当 金 額 (額 面)		金 2,000,000,000 円	
払 込 金 額		金 2,000,000,000 円	
割 当 予 定 先 の 内 容	住 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 斎藤辰栄	
	資 本 の 額	2,056 億円 (注)	
	事 業 の 内 容	証券業	
	大 株 主	株式会社大和証券グループ本社 60% (注) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 40%	
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	なし (注)
		割当予定先が保有し ている当社の株式の数	34,000 株 (注)
	取 引 関 係	主幹事証券	
	人 事 関 係	なし	

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成16年8月19日現在のものであります。

以 上

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。